

諮問番号：平成30年度諮問第6号

答申番号：平成30年度答申第7号

答 申 書

第1 審査会の結論

蕪崎市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が平成30年9月21日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第25条第2項の規定による保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）に係る平成30年10月26日付け審査請求については棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 事案概要

1 事案の骨子

本件は、審査請求人が児童扶養手当法施行規則（昭和36年厚生省令第51号）第4条の規定により、処分庁に児童扶養手当の現況の届出を行ったところ、審査請求人の公的年金受給の事実が判明し、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第13条の2第2項第1号の規定により、児童扶養手当を公的年金受給開始月まで遡り支給停止としたことに伴い、法第25条第2項の規定により、生活保護で収入認定していた児童扶養手当分について3ヶ月分の遡及支給をする旨の本件処分を行ったところ、審査請求人が、生活保護費の遡及変更期間が3ヶ月であること等を不服として、本件処分に係る審査請求を行ったものである。

2 関連法令等の定め

- (1) 法による保護は、「生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件」として（法第4条第1項。「保護の補足性」）、「厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と規定されている（法第8条第1項。「基準及び程度の原則」）。
- (2) 保護の変更については、「保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保護

- 者に通知しなければならない」とされている（法第25条第2項。「職権による保護の開始及び変更」）。
- (3) 法による保護の実施に係る事務は、地方自治法（昭和22年法第67号）第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務であり（法第84条の5、別表第3）、地方自治法第245条の9第1項及び第3項に基づく処理基準として、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）及び「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知）、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）が定められており、法第25条第2項に基づく保護の変更に係る事務も、これらの通知等によるものとされている。
- (4) 収入に関する申告については、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない」と規定されている（法第61条。「届出の義務」）。
- (5) 年金等の収入認定については、「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（地方公共団体またはその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。）については、その実際の受給額を認定すること。」とされている（次官通知第8-3（2）ア（ア））。
- (6) 最低生活費の遡及変更を行うことができる限度については、問答集問13の2の答1において、「最低生活費の遡及変更は3ヶ月程度（発見月からその前々月分まで）と考えるべきであろう。」とされている。
- (7) 児童扶養手当の支給制限については、「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第32条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第1条による改正前の国民年金法に基づく老齢福祉年金以外の公的年金給付を受けることができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。」と規定されている（児童扶養手当法第13条の2第2項第1号。「支給の制限」）。
- (8) 児童扶養手当の支給停止に関する届出義務については、「受給者は、法第13条の2の規定により手当の全部又は一部の支給を受けないこととなる事由が生じたときは、14日以内に、公的年金給付等受給状況届（様式第5号の3）を手当の支給機関に提出しなければならない。」と規定されている（児童扶養手当法施行規則第3条の3。「支給停止に関する届出」）。

- (9) 児童扶養手当の現況の届出義務については、「受給者は、児童扶養手当現況届（様式第6号）に第1条第7号（へを除く。）及び第8号（ニを除く。）並びに次の各号に掲げる書類を添えて、毎年8月1日から同月31日までの間に、これを手当の支給機関に提出しなければならない。」と規定されている（児童扶養手当法施行規則第4条。「現況の届出」）。

3 前提事実

- (1) 平成26年3月5日、審査請求人は、処分庁に対し、児童扶養手当の申請を行い、同年4月から児童扶養手当の支給が開始された。
- (2) 平成29年8月1日、審査請求人は、処分庁に平成29年度児童扶養手当現況届を提出し、処分庁の子育て支援担当が受理した。
- (3) 同年9月7日、審査請求人は、処分庁に同月を始期とする老齢厚生年金給付開始決定に係る同年8月24日付けの国民年金・厚生年金保険年金証書を提出し、処分庁の生活保護担当（現、社会福祉担当。以下「生活保護担当」という。）が收受した。

同日、処分庁は、公的年金の収入を認定し、同年10月1日を実施年月日とする保護変更決定処分を行った。

- (4) 同年10月から平成30年7月までの間、審査請求人は、3回にわたり、処分庁の生活保護担当に公的年金の受給額の変更を報告し、処分庁は、それぞれ保護変更決定処分を行った。
- (5) 同年8月3日、審査請求人は、処分庁に平成30年度児童扶養手当現況届を提出し、処分庁の子育て支援担当が受理した。

処分庁において、同現況届の記載内容から、審査請求人が公的年金を受給していることが判明し、児童扶養手当法では公的年金との併給制限があることから、日本年金機構中央年金センターに審査請求人の公的年金の受給状況を照会した。

- (6) 同年9月6日、処分庁は、日本年金機構中央年金センターからの回答により、審査請求人が平成29年9月から公的年金を受給している事実を把握した。
- (7) 同年9月12日、処分庁の子育て支援担当は、審査請求人に対し、審査請求人の公的年金受給月額が児童扶養手当の月額を上回ることから、審査請求人に対する児童扶養手当を公的年金受給開始月まで遡り支給停止とするとともに、支給済みの児童扶養手当の返納を求めることになる旨の説明をした。

その際、審査請求人から生活保護で収入認定していた児童扶養手当分は遡及支給されるかとの質疑があったことから、処分庁の生活保護担当に確認するとの回答をした。

- (8) 同月13日、処分庁の生活保護担当において、生活保護のケース会議を開き、生活保護費の遡及変更は、平成30年7月から同年9月までの3ヶ月分とする方針を決定した。
同年9月21日、処分庁は、生活保護の遡及変更に係る保護決定（変更）通知書を審査請求人に交付した（本件処分）。
- (9) 同年10月3日、処分庁は、審査請求人に対し、児童扶養手当支給停止通知書を交付した。
- (10) 同月26日、審査請求人は山梨県知事に対し、本件処分の取消しを求める本件審査請求を行った。
- (11) 同年12月21日、審査庁は本件処分に係る諮問書を当審査会に提出した。

4 争点

生活保護費の遡及変更の取扱いとして、平成30年7月から同年9月までの3ヶ月分とした処分庁の判断は適正か。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 児童扶養手当を不正受給していた訳ではない。児童扶養手当の支給分については全額の返納を求められたのに対し、生活保護費の遡及変更期間が3ヶ月しかないのは不服である。
- (2) 公的年金の受給を開始した事実は、平成29年9月7日に生活保護担当に対し、国民年金・厚生年金保険年金証書を提出した時点で分かっていたはずである。

2 処分庁の主張

- (1) 本件処分は、問答集問13の2の答1「本来転入その他最低生活費の認定変更を必要とするような事項については、収入申告と同様、受給者に届出の義務が課せられているところでもあるし、また、一旦決定された行政処分をいつまでも不確定にしておくことは妥当ではないので、最低生活費の遡及変更は3ヶ月程度（発見月からその前々月分まで）と考えるべきであろう。これは、行政処分について不服申立期間が一般に3ヶ月とされているところからも支持される考えであるが、3ヶ月を超えて遡及する期間の最低生活費を追加支給することは、生活保護の扶養費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当でないということも理由のひとつである。」を参考に行ったものであり、本件処分に違法又は不当な点はない。
- (2) 審査請求人は、生活保護費と児童扶養手当の取扱いの差異について不服である旨主張するが、両制度は異なる制度であり、同一に取り扱うべ

きではない。

- (3) 本件処分は、審査請求人が公的年金の受給が決定した際に、児童扶養手当法施行規則第3条の3の規定による公的年金給付等受給状況届を提出しなかったことに起因するものである。

第4 審理員意見の要旨

1 結論

本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

2 理由

- (1) 審査請求人は、差額分の遡及支給が3ヶ月分しかないことを不服としているが、問答集問13の2は、収入減の事実が明らかになったため、既に算定した収入充当額が過大となったときの扶助費追加支給の限度について、最低生活費の遡及変更は3ヶ月程度（発見月からその前々月分まで）と考えるべきであろうとしている。法第25条第2項に基づく本件処分は法定受託事務であることから、処分庁が、国が示す考え方に従い遡及支給を3ヶ月とした本件処分に、違法又は不当な点は認められない。

- (2) 生活保護を所管する生活保護担当において、審査請求人から国民年金・厚生年金保険年金証書の提出を受けた際に、児童扶養手当を所管する子育て支援担当に情報を提供し、子育て支援担当が審査請求人の公的年金の受給を把握できていたならば、11ヶ月分にも及ぶ児童扶養手当の過払金の返納処分を回避し得たと推定されるところではあるが、児童扶養手当法施行規則第3条の3に規定する公的年金給付等受給状況届の提出は、児童扶養手当の受給者が行うものであり、児童扶養手当を所管しない生活保護担当が、審査請求人の公的年金の受給に関する情報を子育て支援担当に提供しなかったことについて、本件処分の取消しを免れない程度の重大な瑕疵があるとまではいえない。

また、児童扶養手当と生活保護費は異なる制度であることから、同一の取扱いを行わなければならない理由はない。

第5 審査庁の判断

審理員の意見と同旨

第6 調査審議の経過

平成30年12月21日 審査庁から諮問書提出

平成31年 1月21日 審議

第7 審査会の判断

1 審理手続について

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

2 本件処分手続について

処分庁は、本件処分の理由及び法の規定に基づく保護変更決定処分であるとの根拠を示した上で、書面で本件処分を行ったものであり、手続的な瑕疵は認められない。

3 本件処分に係る争点について

- (1) 最低生活費の遡及変更を行うことができる限度について、問答集問13の2の答1において「3ヶ月程度（発見月からその前々月分まで）」とされており、このような期間の制限は、生活困窮に直接的に対処する給付という生活保護の扶助費の性格に由来すると示されている。

この点、本件処分は、審理員意見書に記載のとおり、問答集の考え方に従って適正になされており、違法又は不当な点はない。

- (2) 審査請求人は、児童扶養手当の返納処分と本件処分の取扱い上の差異の不合理を主張するが、これらは趣旨を異にする別々の法制度であり、同一の取扱いをしなければならないとする特段の事情が認められないことから、審査請求人の主張には理由がない。

- (3) 審査請求人は、平成29年9月7日、処分庁の生活保護担当に対し、国民年金・厚生年金保険年金証書を提出した時点で年金受給の事実を把握していたものであるから、本件処分に不服である旨を主張する。

児童扶養手当事務を担当する子育て支援担当と、生活保護事務を担当する生活保護担当とが、ともに処分庁の内部組織であることに鑑みると、審査請求人が、生活保護担当に対して国民年金・厚生年金保険年金証書の提出を行ったことで、当該年金受給情報が直ちに子育て支援担当にも共有されるはずである、という期待を持つに至ったとしても無理はないものと、一応理解することはできる。

しかしながら、

- ・ 生活保護法上の事務を担う行政庁としての処分庁と児童扶養手当法上の事務を担う行政庁としての処分庁とは、観念上は別個の存在であること、
- ・ 一般に行政事務を取り扱う公務員には、市民から得た個人情報各事務の単位で守秘しなければならないとする行動原理が定着しており、そのことに非難されるべき点は認められないこと、
- ・ 本件のような場合に、生活保護事務を担当する者がその取得情報を他法の事務担任者に提供すべきとする法令上の明文の規定も存在しないこと、

- ・ そもそも、審査請求人が、児童扶養手当法施行規則第3条の3に規定する公的年金給付等受給状況届の提出を怠った事実が認められるのであるから、処分庁の子育て支援担当が年金給付の事実を知り得なかったとしても、それは、本来法令が予定している方法での事実把握の可能性が、審査請求人の責めに帰すべき事由により閉ざされた結果招来されたものというべきであること、

から、児童扶養手当法関係事務を所管しない生活保護担当が、審査請求人の公的年金の受給に関する情報を子育て支援担当に提供しなかったことに違法又は不当な点はなく、審査請求人は本件処分の結果について甘受すべき立場に立つものと評さざるを得ない。

- (4) なお、審査請求人のその余の主張は、本件処分の違法性又は不当性の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上から、本件処分を行うに際しての審査過程に看過しがたい過誤欠落は認められず、本件処分に違法又は不当とすべき事実も認められない。したがって、本件処分に係る審査請求には理由がないと認められるため、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

山梨県行政不服審査会

委員 信田 恵三

委員 關本 喜文

委員 中島 朱美